

事件番号 令和5年（行ウ）第7号

「山口県護国神社公務参拝」損害賠償請求事件

原告 小畑太作外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

証 拠 説 明 書 1

令和5年11月27日

山口地方裁判所 御中

被告訴訟代理人弁護士 野 村 雅



同 弁護士 中 山 修 身



同復代理人 弁護士 今 崎 光 智



同復代理人 弁護士 横 澤 秀 明



番 号	標 目 (原本写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙 1	履歴事項全部証明書 原本	R5. 10. 12	山口地方法 務局登記官 小倉敏幸	山口県護国神社が、 「国家公共につくした 人」を対象としている こと	
乙 2	履歴事項全部証明書 原本	R5. 11. 24	山口地方法 務局登記官 小倉敏幸	一般財団法人山口県遺 族連盟が、戦没者遺族 の処遇改善等を目的と する団体であること	
乙 3	改訂補註・神道 の基礎知識と基 礎問題（抜粋） 写し	H28. 7. 5	小野祖教	神職以外の者が行う参 拝は、参拝を礼典化し たものに過ぎないこと	



事件番号 令和5年（行ウ）第7号

「山口県護国神社公務参拝」損害賠償請求事件

原告 小畑太作外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

証 拠 説 明 書 2

令和6年1月29日

山口地方裁判所 御中

被告訴訟代理人弁護士 野 村 雅 之

同 弁護士 中 山 修 身

同復代理人 弁護士 今 崎 光 智

同復代理人 弁護士 横 澤 秀 明

番 号	標 目 (原本写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙4	山口県行政組織 規則（抜粋）	写し	S43. 4. 1	山口県知事	援護業務を，長寿社会 課の事務として分掌さ せていること
乙5	一般職の職員等 の旅費に関する 条例	写し	S29. 11. 26	山口県	旅行命令の手続の流れ 等
乙6	山口県事務決裁 規程（抜粋）	写し	S44. 4. 1	山口県知事	旅行命令，旅行の復 命，旅費の請求，支出 負担行為，及び支出命 令における決裁権限・ 受領権限の根拠
乙7	山口県職員服務 規程	写し	S29. 4. 23	山口県知事	出張を終えた職員が， 旅行の復命を行うべき こと

番 号	標 目 (原本写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙 8	山口県会計規則 (抜粋)	写し	S39. 4. 1	山口県知事	支出負担行為、支出命令、支出命令の確認、及び旅費の支出の根拠
乙 9	旅行命令・依頼簿	写し	R4. 4. 28 ～ R4. 5. 2	長寿社会課 副課長他	武林主幹に旅行命令が出されたこと、及び武林主幹が旅行の復命を行ったこと
乙 1 0	支出負担行為・支出票	写し	R4. 6. 10 ～ R4. 6. 22	給与厚生課 旅費報酬班 班長他	武林主幹の旅費の請求に対し、支出負担行為、支出命令、支出命令の確認、及び旅費の支出がされたこと
乙 1 1	旅行命令・依頼簿	写し	R4. 4. 28 ～ R4. 5. 2	長寿社会課 副課長他	田中課長に旅行命令が出されたこと、及び田中課長が旅行の復命を行ったこと
乙 1 2	支出負担行為・支出票	写し	R4. 5. 31 ～ R4. 6. 8	給与厚生課 旅費報酬班 班長他	田中課長の旅費の請求に対し、支出負担行為、支出命令、支出命令の確認、及び旅費の支出がされたこと
乙 1 3	知事等の給与及び旅費に関する 条例	写し	S32. 10. 1	山口県	本件において、知事の旅行命令簿が作成されていないこと、及び旅費が支給されていないこと
乙 1 4	一般職の職員等の旅費に関する 条例及び同施行規則の運用方針	写し	S40. 1. 29	総務部長	同上
乙 1 5	山口県庁用自動車管理規則	写し	S51. 8. 31	山口県知事	知事が乗車する庁用自動車（集中管理自動車）の管理方法等
乙 1 6 の 1	集中管理自動車配車申込書	写し	R4. 4. 8	秘書課長	令和4年4, 5月における知事が乗車する庁用自動車の予定
乙 1 6 の 2	集中管理自動車配車申込書	写し	R4. 4. 15	秘書課長	令和4年4, 5月における知事が乗車する庁用自動車の予定

番 号	標 目 (原本写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙16の 3	集中管理自動車 配車申込書	写し	R4. 4. 22	秘書課長	令和4年4, 5月における知事が乗車する庁用自動車の予定
乙17	回答書	写し	H31. 1. 25	長寿社会課 長	知事が, 多数の遺族が参列する慰霊大祭に, 戦没者及び遺族に対する社会的儀礼として参列したこと
乙18	回答書	写し	H31. 4. 10	長寿社会課 長	同上

事件番号 令和5年（行ウ）第7号

「山口県護国神社公務参拝」損害賠償請求事件

原告 小畑太作外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

証 拠 説 明 書 3

令和6年6月21日

山口地方裁判所 御中

被告訴訟代理人弁護士 野 村 雅



同 弁護士 中 山 修



同復代理人 弁護士 今 崎 光 智



同復代理人 弁護士 横 澤 秀 明



番 号	標 目 (原本写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙19	請求書	写し	R4. 5. 11	山口県石油 協同組合	集中管理自動車に係る 令和4年4月分の燃料 代
乙20	集中管理自動車 の使用に係る燃 料支払通知書	写し	R4. 5. 13	物品管理課 長	秘書課が使用した、令 和4年4月分の集中管 理自動車に係る燃料代
乙21	支出負担行為・ 支出票	写し	R4. 5. 20 ～ R4. 6. 8	給与厚生課 旅費報酬班 班長他	山口県石油協同組合の 燃料代の請求に対し、 支出負担行為、支出命 令、支出命令の確認、 及び燃料代の支出がさ れたこと

事件番号 令和5年（行ウ）第7号

「山口県護国神社公務参拝」損害賠償請求事件

原告 小畑太作外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

証 拠 説 明 書 4

令和7年3月24日

山口地方裁判所 御中

被告訴訟代理人弁護士 中山 修 身



同復代理人 弁護士 今 崎 光 智



同復代理人 弁護士 横 澤 秀 明



番 号	標 目 (原本写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙 2 2	登記情報（靖國神社）	写し	R5. 8. 16	一般財団法人 民事法務 協会	神社本庁に包括されて いないこと
乙 2 3	神社本庁の説明	写し	R7. 3. 18	ウィキペ ディア	包括関係にないこと
乙 2 4	登記情報（沖縄 県護国神社）	写し	R7. 2. 20	一般財団法人 民事法務 協会	包括関係にないこと
乙 2 5	登記情報（北海 道護国神社）	写し	R7. 2. 20	一般財団法人 民事法務 協会	神社本庁に包括されて いること
乙 2 6	登記情報（札幌 護国神社）	写し	R7. 2. 20	一般財団法人 民事法務 協会	神社本庁に包括されて いること

番 号	標 目 (原本写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙 2 7	登記情報（函館護国神社）	写し	R7. 2. 20	一般財団法人 民事法務協会	包括関係にないこと
乙 2 8	登記情報（宗教法人京都霊山護国神社）	写し	R7. 2. 20	一般財団法人 民事法務協会	包括関係にないこと
乙 2 9	登記情報（愛媛県護国神社）	写し	R7. 3. 18	一般財団法人 民事法務協会	神社本庁に包括されていること
乙 3 0	登記情報（鹿児島県護国神社）	写し	R7. 2. 20	一般財団法人 民事法務協会	神社本庁に包括されていること
乙 3 1	山口県護国神社ホームページ	写し	R7. 3. 18	山口県護国神社	祭神及び由来が靖国神社に先立つこと
乙 3 2	山口県護国神社パンフレット	写し	R6	山口県護国神社	祭神及び由来が靖国神社に先立つこと
乙 3 3	全国戦没者追悼式関連記事	写し	R6. 8. 16	山口新聞	追悼式では、英霊は戦死者にとどまらないものとして、使用されていること
乙 3 4	令和6年平和記念滋賀県戦没者追悼式知事式辞	写し	R6. 12. 1	滋賀県知事	知事式辞で「ご英霊」という言葉を用いている
乙 3 5	英霊記念碑	写し	R6. 12. 23	総務省ホームページ	日清・日露戦役から太平洋戦争までの川口市出身の戦没者の霊を祀る英霊記念碑を建立している

番 号	標 目 (原本写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙 3 6 の 1	大空町女満別英 霊墓地設置条例	写し	H18. 3. 31	大空町	英霊墓地設置条例を制 定している	
乙 3 6 の 2	大空町の女満別 英霊墓地で慰霊 祭	写し	R7. 1. 15	北海道NEWS WEB	戦没者を追悼する慰霊 祭を営んでいる	

副
本

事件番号 令和5年（行ウ）第7号

「山口県護国神社公務参拝」損害賠償請求事件

原告 小畑太作外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

証 拠 説 明 書 5

令和8年6月23日

山口地方裁判所 御中

被告訴訟代理人弁護士 中山 修 身



同復代理人 弁護士 今 崎 光 智



同復代理人 弁護士 横 澤 秀 明



番 号	標 目 (原本写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙37	一般財団法人山口県遺族連盟新定款 写し	H25. 4. 1	(一財) 山口県遺族連盟	①山口県遺族連盟の目的 ②山口県遺族連盟の定款には、日本遺族会についての記載がないこと	
乙38	登記情報（一般財団法人日本遺族会） 写し	R8. 6. 19	一般財団法人民事法務協会	昭和28年3月31日に日本遺族会の設立が認可されたこと等	
乙39	財団法人日本遺族会寄附行為 写し	S28. 3. 11	財団法人日本遺族会	日本遺族会が、各都道府県に支部を置いていること	
乙40	読売新聞 写し	R7. 8. 15	読売新聞	戦没者の遺族会の会員が、高齢化により減少していること等	

番 号	標 目 (原本写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙 4 1	靖国神社規則	写し	S27. 9. 30	靖国神社	靖国神社規則には、総 代会が設けられている が、信徒団体について の規定はないこと
乙 4 2	靖国神社ホーム ページ	写し	R8. 6. 23	靖国神社	崇敬奉賛会について